



税制適格・非適格の判定

新日本アーンストアンドヤング税理士法人・税理士

矢嶋 学

Essence

合併等対価の柔軟化の施行により、組織再編スキームの多様化が進むと予想されるなか、税制面の取扱いはスキームを左右するほどの影響力を持ち、その重要度を増すばかりである。

本稿では、最も慎重に行わなければならない適格・非適格の判定について体系的に捉えるとともに、見落としがちな再編後の影響についても言及する。

適格判定上の留意点を掲げるとともに、組織再編後の税務上の影響についても触れることとする。組織再編を考える際には再編時の適格・非適格の判定に加えて、その後の取扱いも視野に入れて検討する必要があると考えられるからである。

なお、税務上の組織再編とは本来、合併、分割、現物出資、事後設立、株式交換、株式移転をいうが、紙幅の制約もあるため、本稿では、合併、分割、株式交換、株式移転の4形態について取り上げ、また、株式会社を前提とした内容とする。

① はじめに

——合併等対価の柔軟化の施行

本年5月、会社法の施行から1年遅れて合併等対価の柔軟化に関する規定が施行された。税制面でも平成19年度の税制改正において三角合併や国際的な再編への対応が図られた。合併法人の完全親法人株式のみを対価とする三角合併等を適格組織再編とし、話題となった外国親法人株式を対価とする三角合併については、適格に含めながら非居住者と外国法人株主に対してのみ株式譲渡益課税を行うこととした。その他、軽減税国を利用した国際的な再編に対しても一定の歯止めをかけている。

以下、平成19年度改正を踏まえながら、税制

② 適格組織再編の要件

1 適格組織再編の制度趣旨

はじめに適格組織再編の制度趣旨について簡単に触れておくこととする。100%資本関係にある法人間の再編では、株式の保有関係と組織再編に伴う対価のみを要件とすれば足りる一方で、50%以下の資本関係しかない法人間の再編では多くの要件を満たさなければならないのは何故なのか、また、課税が繰り延べられる再編と時価課税となる再編の峻別基準は何に求められているのか、これらについて立法当時の考え

方を知っておくことも理解の一助になると考えられる。

組織再編税制は、平成13年度の税制改正で導入された制度であり、その立法当時の解説によれば、「組織再編成による資産等の移転が形式と実質のいずれにおいてもその資産を手放すものであるときは、その資産等の譲渡損益の計上を求め、他方、その移転が形式のみで実質においてはまだその資産等を保有しているということが出来るものであるときは、その資産等の譲渡損益の計上を繰り延べることができると考えられることによる」(注1)とされている。また、この趣旨の下、「移転資産等の譲渡損益の計上を繰り延べる企業グループ内の組織再編とは、本来、完全に一体と考えられる持分割合が100%の法人間で行うものとすべきであると考えられますが、現に企業グループとして一体的な経営が行われている単位という点を考慮すれば、50%超100%未満の持分関係にある法人間で行う組織再編成についても、移転する事業に係る主要な資産及び負債を移転していること等の一定の要件を付加することにより、これに含めることができると考えられる」(注2)とされている。さらに、共同事業を営むための再編については、「企業グループを超えた組織再編が

行われている実態が考慮されたもの」(注3)と解説されている。

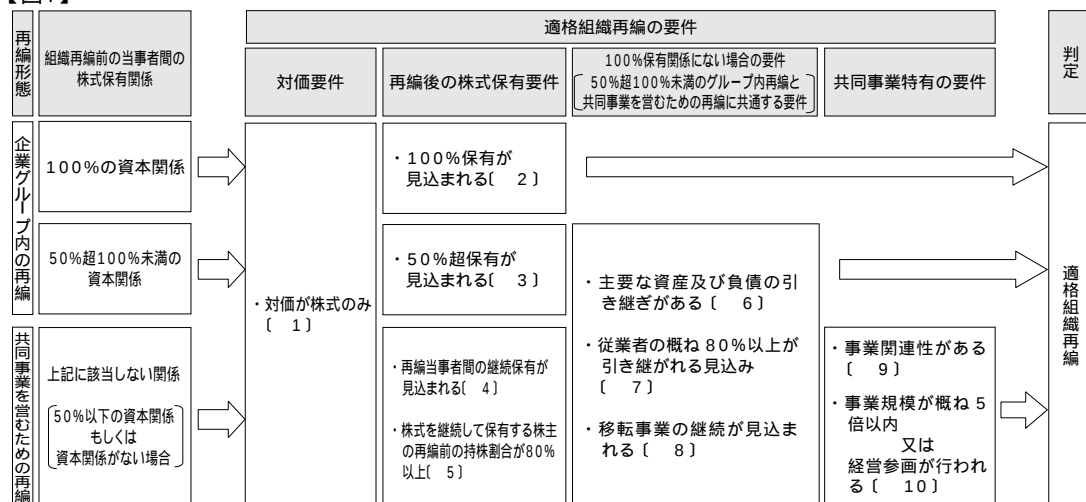
これからすると、本来、課税の繰延べに合致する支配の継続は100%の株式を有している場合のみであり、その他は実態を考慮した結果、条件付で適格再編の範囲に含めることとした形態であるといえる。そのため、50%超100%未満の関係では100%の資本関係の要件に加えて3つ(合併の場合は2つ)の要件を満たさなければならず、50%以下の関係になると更にもう2つの要件を満たさなければならない仕組みとなっている。

2 適格要件の全体像

上記のとおり、適格組織再編は再編当事者間の資本関係によって充足すべき要件が異なり、100%の資本関係の再編、50%超100%未満の資本関係の再編、これらに該当しない法人間で行われる再編の3つに区分される。一般に、100%の資本関係の再編と50%超100%未満の資本関係の再編をまとめて「企業グループ内の再編」と呼び、それ以外の法人間で行われる再編を「共同事業を営むための再編」と呼ぶ。

これらの区分に従い、それぞれに適用される要件を図示すると、図1ようになる。

【図1】



基本的な適格組織再編の要件は図1のとおりであるが、合併、分割、株式交換、株式移転にはそれぞれ再編形態の特性があり、要件を補正する必要があるため、すべてが同一要件とはなっていない。各再編形態特有の要件については、次の3及び4において解説する。

また、組織再編税制は、先に引用した趣旨の下、税法独自の概念で構成されているため、昨年4月1日開始事業年度から適用されている「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」にある「取得」と「持分の結合」の判定基準や「共同支配企業の形成」、「共通支配下の取引等」とは異なる。したがって、組織再編を行う際には、会計上の処理と税務上の処理の双方について、再編後の別表調整も含めた検討を行っておくべきである。

次に、適格の判定における留意事項を個別に見ていくこととする。

3 全般的な留意事項

(1) 現状の資本関係

まず最初は、組織再編を行う予定の法人同士が、現在どのような資本関係にあるのかを把握するところから始まる。資本関係は、直接保有分のみならず間接保有分も一定の基準でカウントするので、資本関係が複雑な場合は特に注意が必要である。具体的には以下のとおりである。

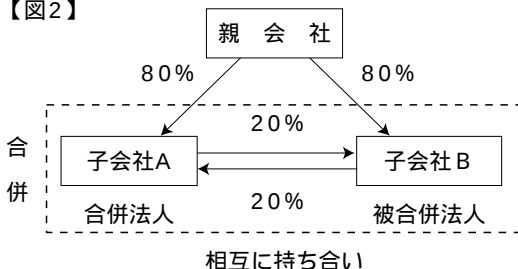
100%の資本関係

一方の法人が他方の法人の発行済株式の全部を直接又は間接に保有する場合の法人同士の関係（親子会社関係）、もしくは、同一者によって発行済株式の全部を直接又は間接に保有される法人同士の関係（兄弟会社関係）がこれに当たる（法令4の2 二他）。この判定は、一方の法人が有する直接保有の割合に、その法人と100%の連鎖関係にある法人の有する割合（間接保有割合）を合計した割合により行う（法令4の2 ㉒）。要するに、外部株主のいない完全に閉鎖された資本関係内で行われる再編を予定

している。

問題となるのが、相互保有株式がある場合である。相互保有している状態で持株割合を条文に則って忠実に計算すると100%の連鎖関係ではなく、100%資本関係があるとはいえないケースがある（図2参照）。しかし、この場合には、資本関係がグループ内で完結していることから100%の資本関係に該当するという質疑応答事例が国税庁より公表されている（注4）。実質を重視して、立法趣旨に沿った取扱いが行われているといえる。

【図2】



（出所：国税庁ホームページ 質疑応答事例（法人税）組織再編成）

50%超100%未満の資本関係

一方の法人が他方の法人の発行済株式の50%超を直接又は間接に保有する場合の法人同士の関係、もしくは、同一者によって発行済株式の50%超を直接又は間接に保有される法人同士の関係（兄弟会社関係）がこれに当たる（法令4の2 他）。この判定は、一方の法人が有する直接保有の割合に、その法人が50%超の持株を通じて連鎖関係にある法人の有する割合（間接保有割合）を合計した割合により行う（法令4の2 ㉓）。なお、会社法とは異なりグループ内の判定に実質支配基準が採用されていないため、会社法上の子会社でも組織再編税制のグループ内の関係には該当しないという場合もあり得る。

自己株式、名義株式

保有割合の判定に用いる発行済株式から自己株式は除かれる（法2十二の八）。また、株主名簿上の名義人と実質の権利者が異なる名義

株については、実質の権利者がその株式を有するものとして判定が行われる（法基通 1 - 4 - 3）。

(2) 判定結果による処理

適格性の判定を行った結果の処理は強制的に行われる。適格判定は申告要件ではないため、例えば、本来適格であるところを誤って非適格として申告していたような場合には、適格再編の申告内容に是正しなければならない。特に、組織再編の事実関係はその効力発生日（合併期日など）においてほぼ全て形成されてしまうため、その後、予期せぬ課税関係が生じることに気がついたとしても訂正が効かない。よって、実行前の判断は特に慎重に行っておく必要がある。

4 個別要件

(1) 対価要件〔 1 〕(図 1 の番号。以下同様。)

国内再編

会社法の合併等対価の柔軟化に関する規定が施行され、株式以外の資産を対価とする再編が可能となった。税務上、適格再編となる対価は、合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人、株式移転完全親法人（以下「合併法人等」）の株式を交付する場合か、合併法人等を 100% 子法人とする親法人（以下「合併親法人等」）の株式を交付する場合に限られる（法法 2 十二の八他）。

支配継続の観点から、合併法人等もしくは合併親法人等の株式の交付を要件として求めている。なお、株式の種類に関する限定はないため、種類株式を交付しても適格の判定上影響はない。

また、例外的に金銭等を交付しても適格の判定に影響を与えないものもある。具体的には以下の金銭その他の資産である。

- ・ 剰余金の配当等として交付される金銭その他の資産（法法 2 十二の八他）

- ・ 組織再編に反対する株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産（法法 2 十二の八他）
- ・ 交付株式に 1 株未満の端数が生じたため、その株式に相当する代金を交付した場合（ただし、金銭等が実質的に合併等の対価であると認められる場合を除く。）（法基通 1 - 4 - 2）

国際再編

三角合併等で海外の親法人株式を交付する場合、株主のうち外国法人株主又は非居住者に対しては、国内に恒久的施設を有し国内において行う事業に係る資産として管理する旧株式を除き、合併等の時に旧株式の譲渡益について課税が行われる。

また、軽課税国に所在する実体のない外国親法人株式を対価とするグループ内の合併等で、国内の合併法人等にも事業の実態が認められない場合には適格再編に該当しないこととされた（ただし、平成 19 年 10 月 1 日以降の合併等に適用）。

(2) 再編後の株式保有要件

100%の資本関係の再編〔 2 〕

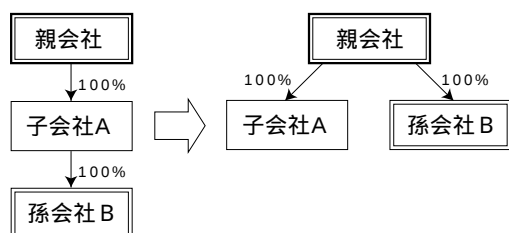
100%の資本関係の再編には、前述のとおり、法人間に 100% 保有関係がある場合（親子会社関係）と、同一者により 100% 保有される関係にある法人の場合（兄弟会社関係）とがある。組織再編により再編当事会社的一方が消滅してしまう親子会社間の合併を除いて、再編後もその法人間で 100% の資本関係を維持する見込みであることが要件となる（法令 4 の 2 他）。また、三角合併等の場合、親法人が合併法人等の株式の全てを直接保有する見込みであることも要件となる（法令 4 の 2 他）。

この場合の継続して保有する見込みとは、再編時点における見込みをいい、その後、再編時に予定していなかった事情が生じたため継続保有が途絶えた場合などは含まれない。

また、連続した組織再編を計画する場合、例えば株式交換後に株式交換完全親法人が他の法人と合併して消滅してしまう場合などでは、最初の再編の時点で継続保有の見込みがないと判断される場合があるが、次の再編が適格組織再編であり、その再編形態に応じた一定の要件を満たす場合には、最初の再編を適格再編と扱う旨の規定も整備されている。これは、100%の再編に限らず、以下の50%超100%未満の再編や共同事業を営むための再編においても同様に設けられている。

なお、平成18年度税制改正では、100%の資本関係にある孫会社を100%子会社とする株式交換（図3参照）について適格に該当する条文がなかったが、平成19年度税制改正において手当てされており、問題なく適格株式交換として扱うことができる（法令4の2 一）。

【図3】



50%超100%未満の資本関係の再編〔 3 〕

50%超100%未満の資本関係の再編においては、継続保有要件の割合が50%超の関係を維持することになる他は、基本的に100%保有関係の場合と同様である（法令4の2 他）。

共同事業を営むための再編

共同事業を営むための再編に該当する場合の株式継続保有要件は、再編当事者間の株式継続保有関係と、再編の対価として株式等を受け取る株主の継続保有に大別される。

イ 再編当事者間の株式保有関係〔 4 〕

分社型分割を行った場合の分割法人が交付を受ける分割承継法人株式、株式交換や株式移転を行った場合の株式交換・株式移転完全親法人

が交付を受ける株式交換・株式移転完全子法人の株式を継続して保有することが見込まれていることが要件となる（法令4の2 他）。

ロ 株主の株式継続保有関係〔 5 〕

被合併法人の株主や分割型分割を行う場合の分割法人の株主、株式交換・株式移転完全子法人の株主といった再編対象法人の株主が、その対価として株式の交付を受ける場合が該当する。この場合の判定は、再編後に交付を受けた株式の全てを継続して保有する見込みである者が有する旧株式の合計数が、その被合併法人等の発行済株式等の80%以上であるか否かにより行われる（法令4の2 他）。

例えば、被合併法人の発行済株式が100株あり、株主A、B、C、Dの4人でそれぞれ40株、30株、20株、10株を有していたとする。このうち、合併により交付を受けた新株の全てを有する見込みである株主はA、B、Cの3名であり、Dは処分予定である場合を考えると、A、B、Cの有していた旧株の割合の合計は90%となり、発行済株式の80%を超えるので適格要件を満たすこととなる。一方、株主Aが新株のうち一部でも処分する見込みである場合には、判定上は株主Aの有していた旧株40株の全てを除くこととなるので、B、C、Dが継続保有したとしても80%を超えることができず適格要件を満たさない。

なお、この場合の発行済株式数から議決権のない株式は除かれる。また、公開会社など多数の株主がいる場合を考慮し、判定対象法人の株主が50人以上存在する場合にはこの規定の適用がない。

(3) 100%の保有関係にない場合の要件（50%超100%未満のグループ内再編と共同事業を営むための再編に共通する要件）

主要な資産及び負債の引継ぎ〔 6 〕

移転事業に係る主要な資産及び負債を引き継いでいることが要件とされ、分割の場合に要求

される（法法2十二の十一口⁽¹⁾）。合併は要件を設けるまでもなく被合併法人の全ての資産及び負債を包括承継し、また、株式交換・株式移転は完全子法人の資産及び負債に移動はないので規定はない。

会社法上、分割は必ずしも事業という単位で行われる必要がないため、主要な資産及び負債の引継ぎを伴わない分割も生じ得るが、100%の保有関係に該当しない分割では非適格分割に該当することとなる。

主要な資産及び負債の判定は、分割法人がその事業を営む上での重要性やその資産及び負債の種類、規模、事業計画等の内容等を総合的に勘案して判定することとされている（法基通1-4-8）。また、資産の移転には、分割承継法人を借地権者とする借地権の設定のうち、土地の簿価一部損金算入の規定（法令138）の適用があるものも含まれる（法基通1-4-11）。

従業者の引継ぎ見込み〔 7 〕

移転元における移転事業に係る従業者のうち、概ね80%に相当する数以上の従業者が移転先の事業に従事することが見込まれていることを要件とするものである（法法2十二の八口⁽¹⁾他）。

事業自体が移転しない株式交換・株式移転に関しては、株式交換・株式移転完全子法人となる前後において、その従業者の概ね80%に相当する数以上の従業者が引き続き株式交換・株式移転完全子法人の事業に従事することが見込まれていることを要件としている。

合併や分割においては、労働関係法令において移転従業者への不利益な扱いを禁じているため、会社側の都合で従業者の引継ぎを制限することはないが、再編時に自己都合により退職する従業者は生じ得る。移転事業に係る従業者が少人数の場合には、数人が従事しないことで80%を割り込んでしまう場合もあるので注意が必要である。

なお、従業者とは、当該事業に従事する全ての者をいうので、使用人のみならず、役員や派遣社員、出向者、継続的に勤務しているパートなども含まれる。ただし、日々雇い入れられる者で従事した日ごとに給与等の支払を受ける者についてはカウント対象に含めないことができる（法基通1-4-4）。

また、従業者が従事すると見込まれる業務とは、必ずしも移転した事業を指すものではなく、合併法人や分割承継法人の事業に従事していれば良い（法基通1-4-9）。

移転事業の継続見込み〔 8 〕

移転元の移転事業のうち主要な事業（分割の場合には分割対象事業）が移転先において引き続き営まれる見込みであることが要件とされる（法法2十二の八口⁽²⁾他）。

これも事業が移転しない株式交換・株式移転においては、株式交換・株式移転完全子法人において営まれる主要な事業が株式交換・株式移転の前後において継続して営まれる見込みであることが要件とされる。

事業の合理化・効率化を目指して再編する際には、必ずしも再編前の事業を継続して行うとは限らない場合もあり、事業実態をよく確認する必要がある。

(4) 共同事業特有の要件

事業関連要件〔 9 〕

共同事業として行う事業が相互に関連することが要件とされている。事業関連要件については、再編形態によって若干規定が異なる。

イ 合 併

被合併法人の合併前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と、合併法人の合併前に営む事業のうちのいずれかの事業との関連で判定する（法令4の2 一）。なお、被合併法人の営む事業が2以上ある場合には、それぞれの事業に属する収入金額又は損益の状況、従業者の数、固定資産の状況を総合的に勘案して主要な事業を

判定することとされる（法基通1-4-5）。

ロ 分割

分割法人の分割前に営む事業のうち、分割承継法人において営まれることになる事業と、分割承継法人が分割前に営む事業のうちいずれかの事業との関連で判定する（法令4の2-1）。

分割では「主要な事業」という要件は課されていない。

ハ 株式交換

株式交換完全子法人の株式交換前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と、株式交換完全親法人の株式交換前に営む事業のうちいずれかの事業との関連で判定する（法令4の2-1）。

なお、持株会社が完全親法人となる株式交換における事業関連性については、改正趣旨において次の解説がある。「持株会社が株式交換完全親法人となる場合についても、その持株会社が行っている事業により事業関連性の判定を行うこととなります。…（略）…、持株会社が子法人の事業についての重要な機能の一部を担っている場合など、持株会社が子法人と共同してその子法人の事業を行っている」と認められる実態が備わっている場合には、その子法人の事業も含めて事業関連性の判定を行うことが考えられます。」（注5）

ニ 株式移転

株式移転完全子法人の株式移転前に営む主要な事業のうちいずれかの事業と、他の株式移転完全子法人の株式移転前に営む事業のうちいずれかの事業との関連で判定する（法令4の2-1）。株式移転前に親法人は存在していないため、子法人同士の関連性で判定することとなる。

事業規模要件又は経営参画要件〔10〕

この要件は、事業規模もしくは経営参画のいずれかを満たせば良いというものであり、事業規模については、いくつか例示がある中の一つを満たせば良い（法令4の2-2他）。

イ 事業規模要件

関連する事業の規模を比較する。それぞれの

事業の売上金額、従業者の数、これらに準ずるものの規模の割合が概ね5倍を超えないことが要件である。なお、合併の場合のみ、資本金も比較対象の一つとして掲げられている。

また、「これらに準ずるもの」としては、金融機関における預金量等、客観的、外形的に事業の規模を表すものと認められる指標が例示されている（法基通1-4-6）。

ロ 経営参画要件

事業規模要件が満たせない場合であっても経営参画要件を満たすことができれば適格要件を満たすことが可能となる。

この規定も再編形態によって若干規定が異なる。なお、下記の特定役員とは、社長、副社長、代表取締役、代表執行役、専務取締役、常務取締役等のいわゆる常務クラス以上の役員をいう。

e 合併

合併前の被合併法人の特定役員のいずれかと合併法人の特定役員のいずれかとが、合併後の合併法人の特定役員となることが見込まれていること（法令4の2-2）。

二 分割

分割前の分割法人の役員のいずれかと分割承継法人の特定役員のいずれかとが、分割後の分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること（法令4の2-2）。分割法人の分割前の役員は特定役員である必要がない点で合併との違いがある。

f 株式交換

株式交換前の株式交換完全子法人の特定役員のいずれかが株式交換に伴って退任するものではないこと（法令4の2-2）。ただし、株式交換完全親法人の役員への就任に伴って退任する場合等、一定の要件に該当する場合は退任しても非適格とはならない。

i 株式移転

株式移転前のそれぞれの株式移転完全子法人の特定役員のいずれかが株式移転に伴って退任

するものではないこと（法令4の2 二）。この場合も、株式移転完全親法人の役員への就任に伴って退任する場合等、一定の要件に該当する場合は退任しても非適格とはならない。

③ 判定が及ぼす影響

適格・非適格の判定結果は、第一義的には移転する資産及び負債が帳簿価額で移転するのか、時価譲渡あるいは時価評価が生じるのかの問題であるが、それ以外に次のような点への影響にも注意しておく必要がある。特に、判定で適格となったため、何ら課税がないと思っていたところに予想外の影響が生じたというケースもあるので、計画段階から細心の注意を払う必要がある。

1 適格再編と欠損金・含み損

(1) 被合併法人からの青色欠損金の引継ぎ制限

適格合併では、原則として被合併法人の有する青色欠損金額が合併法人へ引き継がれる（法57）。しかし、適格合併を利用した租税回避防止の観点から、グループ内再編のうち5年以内にグループ化した法人を当事者とする適格合併が行われる場合で、かつ、みなし共同事業要件を満たさない場合には、被合併法人の青色欠損金について引継ぎ制限がある（法57 他）。この場合の「みなし共同事業要件」とは、前記の「共同事業特有の要件」とほぼ同様であるが、細かい点で違いがある。具体的には以下の から のすべてを満たすか、あるいは とを満たすことをいい、みなし共同事業要件を満たすことで青色欠損金の引継ぎ制限から解放される。

被合併法人等の被合併等事業と合併法人等の合併等事業が相互に関連すること。

被合併等事業と関連する合併等事業の売上金額、従業者数、資本金の額又はこれに準ずる規模の割合が概ね5倍を超えないこ

と。

被合併等事業及び合併等事業がグループ化の後、合併直前まで継続して営まれており、かつ、その間の規模変動割合が概ね2倍を超えないこと。

再編前の被合併法人等の特定役員のいずれかの者と、合併法人等の特定役員のいずれかの者が合併法人等の特定役員となることが見込まれていること。この場合の特定役員は、グループ化をした時にそれぞれの法人の役員であった者に限られる。

なお、ここでみなし共同事業要件を満たすことができなくても、純資産に含み益がある場合の特例等も存在し、制限内容はケース・バイ・ケースであるので、実際には個別の検討が必要である。

(2) 合併法人・分割承継法人の青色欠損金の利用制限・特定資産譲渡等損失の損金算入制限

5年以内にグループ化した法人を当事者とする合併・分割を行う場合、被合併法人の青色欠損金について引継ぎ制限を受けるだけではなく、合併法人や分割承継法人に存在する青色欠損金の使用制限、さらには、合併法人、分割承継法人が有していた資産や被合併法人、分割法人から承継した資産の含み損が実現した場合の損金算入制限もある。再編を終えてから多大な影響が生じていることに気付く例もあるので、十分注意したいところである。

2 適格再編と欠損等法人

平成18年度税制改正で新たに設けられた規定として、欠損等法人に関する制限がある。欠損金や含み損の利用を目的とした法人の買収スキームに対する制限措置である（法61）。買収前の事業の全部を廃止する場合や、事業規模を大幅に超える資金の受入れを行うなどの一定の事由に該当するときに青色欠損金と資産の譲渡等損失の制限を受けることになる。法人格の利

用を目的とした買収スキームを組む場合等には、この規定に抵触しないかについても検討しておく必要がある。

3 適格再編と連結納税

連結納税制度を採用している企業グループで再編を行う場合には、適格再編の確認だけでは足りない。例えば、譲渡損益調整資産（連結グループ内で譲渡損益を繰り延べている特定の資産）を有している連結法人が連結グループ外の法人と合併をするような場合には、適格合併であっても譲渡損益調整資産の戻入による課税が生じる場合があるなど、課税の有無は適格の判定だけでは結論付けられないからである。実行の際には適格再編と連結納税の関連についても確認しておく必要がある。

4 非適格再編の利用

非適格再編は資産及び負債の時価譲渡あるいは時価評価が行われるため、含み益がある場合には所得が増加する。所得の増加は、通常、税負担の増加という結果をもたらすので、適格による再編が可能であるか検討する場合が多いのであるが、ケースによっては非適格再編の方が効果的な場合もある。

例えば、被合併法人の資産には含み損益がほとんどなく、青色欠損金もないような場合で、合併法人に多額の欠損金や含み損を有する資産が存在し、かつ、みなし共同事業要件を満たさないグループ内の合併を行う場合には、非適格合併の方がトータルのロスは少なくともすむ場合も考えられる。適格合併では、前述のとおり、合併法人の青色欠損金や含み損がある資産の譲

渡等損失への制限がある一方で、非適格合併の場合には合併法人側へのこれらの制限がないためである。なお、非適格合併の場合には、被合併法人の株主にみなし配当が生じる場合があるので、これらは別途考慮しておく必要がある。

また、適格再編で資産及び負債の移転を行う場合、課税の繰延べ効果があるが、含み益を有する資産の移転では一つの含み益に二度の課税を生じさせる場合がある。例えば、含み益を有する資産を持つ事業部門を適格分社型分割により移転した場合、承継法人に含み益が移転するとともに、分割法人が有する承継法人株式にも含み益が残り、これらの双方に含み益を抱える結果となる。連結納税制度では子法人株式の帳簿価額修正の規定があり、一定の重複課税を排除できる仕組みとなっているが、単体納税にはそのような制度が存在しないので排除できない。この点、非適格再編であれば再編時に時価課税が生じるものの、含み益に対する課税は一度で完結してしまうという効果がある。通常あまり意識されていないようであるが、このような影響があることも考慮して再編を考えるべきであろう。

（注１）『改正税法のすべて（平成13年版）』財団法人 大蔵財務協会 134頁

（注２）同上 136頁

（注３）同上 136頁

（注４）国税庁ホームページ 質疑応答事例（法人税）組織再編成「資本関係がグループ内で完結している場合の保有関係について」

（注５）『改正税法のすべて（平成18年版）』財団法人 大蔵財務協会 303頁